

届出が必要です

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き（届出）が必要です。

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

登記家屋を壊した場合

未登記家屋を取り壊してしまったときは、税務住民課に「家屋滅失届」を提出してください。忘れてしまった場合は、税務住民課に未登記家屋を取り壊してしまったときも同様に「家屋滅失届」を提出してください。



未登記家屋を壊した場合

未登記家屋を取り壊してしまったときは、税務住民課に未登記家屋を取り壊してしまったときも同様に「家屋滅失届」を提出してください。

所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。

※法務局に登記されている家屋は、滅失登記をしない限り残つたままとなりますのでご注意ください。

お知らせ

令和4年ふるさと成人式を開催します

20歳の成人をお祝いする「ふるさと成人式」を

令和4年1月8日（土）

にバスターミナル合同セ

ンターで開催します。

対象者は平成13年4月2日から平成14年4月1

日までに生まれた人で、次いのいずれかの事項に該当する人です。

令和3年度町民懇談会を開催します



お知らせ

令和3年度町民懇談会を開催します

町では、町民の皆さまとの懇談を通じて、安全・安心な住みよいまちづくりを目指し、下記の日程で町民懇談会を開催いたしますので、皆さまのご参加をよろしくお願ひいたします。

なお、参加される人は、お手数をお掛けしますが11月19日（金）までに税務住民課まで申込みください。

登記家屋を壊した場合

登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をしてください。登記されている不動

■お問い合わせ

税務住民課
内線110
★4-251103
内線112

開催日	時間	開催場所	主たる公区
11月24日(水)	19:00～	総合福祉センターハピネス大広間	旭町・緑町・共栄町・末広町・新町・北町・錦町・幸町・元町・中成北・中成南・二の橋・三和・班溪
11月25日(木)	13:30～	農村活性化センターおうる多目的ホール	上名寄第1・上名寄第2・上名寄第3
	19:00～	一の橋コミュニティセンター大ホール	一の橋